

特定家畜人工授精用精液等以外（乳用牛等）は様式第 29 号で報告

特定家畜人工授精用精液等に係る、許可証に記載されている業務の別を全て記載

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の管理に関する報告書

2022年 3月 15日提出

様式第二十八号

山形県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：06XXXX
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：山形県家畜人工授精所 山形市松波 2-8-1
- 3 家畜人工授精所の業務の別：5
- 4 報告対象物：1
- 5 前年 12 月 31 日時点の保存数量：150
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

1：家畜人工授精用精液 2：家畜受精卵
報告対象物ごとに報告。受精卵の場合、体内受精卵と体外受精卵の数量はまとめて記載

(単位：本)	年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生産数量	種付台帳参照			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受数量	譲渡等記録簿等参照			100	50	0	10	0	0	100	100	35	265
譲渡数量	譲渡等記録簿等参照			35	60	30	25	25	30	35	50	30	320
利用数量	家畜人工授精簿参照			5	10	10	5	5	5	10	10	5	65
廃棄又は亡失した数量	譲渡等記録簿等参照			0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
月末時点の保存数量	上記集計		200	260	235	200	180	150	115	170	210	210	
備考							亡失した精液の発見+5						

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
 - 4 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 - 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
 - 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
 - 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 +2）。

譲渡数量：譲渡した本数（他農家への AI 含む）
利用本数：利用した本数（自家利用、検査等）

令和 3 年の 1 年間に係る報告は 4 月からの記載となるが、3 月末時点の保存数量は記載する